

鎌倉市訪問型サービスA(独自)サービスコード表

令和7年4月～

サービスコード		サービス名称略称	算定項目			合成単位数	算定単位		
種類	項目								
A2	1121	訪問型独自サービス1/2	訪問型サービス費(独自)1	サービス事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)		1,058	1月につき		
A2	2121	訪問型独自サービス1/2日割		サービス事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)		35	1日につき		
A2	1221	訪問型独自サービス2/2	訪問型サービス費(独自)2	サービス事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)		2,114	1月につき		
A2	2221	訪問型独自サービス2/2日割		サービス事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)		70	1日につき		
A2	1331	訪問型独自サービス3/2日割	訪問型サービス費(独自)3	サービス事業対象者・要支援1・2 (週2回を超える程度)		3,354	1月につき		
A2	2331	訪問型独自サービス3/2日割		サービス事業対象者・要支援1・2 (週2回を超える程度)		110	1日につき		
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ	高齢者虐待防止措置未実施減算	サービス事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	11単位 減算		-11	1月につき	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ日割				1単位 減算		-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ		サービス事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)		21単位 減算		-21	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ日割				1単位 減算		-1	1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅲ		サービス事業対象者・要支援1・2 (週2回を超える程度)		34単位 減算		-34	1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅲ日割				1単位 減算		-1	1日につき
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算1		訪問型独自業務継続計画未策定減算	サービス事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	11単位 減算		-11	1月につき
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算1日割					1単位 減算		-1
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算2	サービス事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)			21単位 減算		-21	1月につき
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算2日割				1単位 減算		-1	1日につき
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算3	サービス事業対象者・要支援1・2 (週2回を超える程度)			34単位 減算		-34	1月につき
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算3日割				1単位 減算		-1	1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算Ⅰ	同一建物減算事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合		事業所と同一の建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20名以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算			1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算Ⅱ		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算			1月につき	
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算Ⅲ		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算			1月につき	
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算/2	初回加算	200単位加算			200	1月につき	
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	口腔連携強化加算 (1月に1回を限度)				50	1月につき	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員等処遇改善加算	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 245/1000 加算		1月につき	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 224/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 182/1000 加算			
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 145/1000 加算			

※「介護職員等処遇改善加算」、支給限度額管理の対象外の算定項目。

※「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入。